

最高裁秘書第2739号

令和6年10月9日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

9月6日付け（同月9日受付、第060233号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

以下の文書の、令和元年5月以降の最新版

- ① 諸外国（米英独仏豪加）及び我が国の司法制度の概要（対照表）
- ② アメリカ合衆国の司法制度
- ③ イギリス連邦（イングランド及びウェールズ）の司法制度
- ④ ドイツ連邦共和国の司法制度
- ⑤ フランス共和国の司法制度
- ⑥ オーストラリア連邦の司法制度
- ⑦ カナダの司法制度

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）